

東松山市立まつやま保育園給食用物資納入業者に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、東松山市立まつやま保育園給食用物資納入業者の資格要件、登録申請手続き及び登録等について必要な事項を定めることにより、給食用物資の安全、品質の確保及び円滑な納入を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 納入業者 東松山市立まつやま保育園を利用する児童等に提供する給食に用いる物資をいう。
- (2) 納入業者 納入する法人及び個人事業主をいう。

(業者の資格要件)

第3条 納入業者は、次に掲げる資格要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に店舗又は営業所を有すること。ただし、第1条に掲げる目的を達成するために市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 引き続き2年以上営業していること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく営業許可を受け、又は同法第57条第1項に基づく営業届を保健所に提出していること。
- (5) 仕入れ又は生産及び製造加工能力が十分であり、指示された日時及び指定の場所に納入できる配送能力を有するとともに、緊急時に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 登録申請書等の提出日前2年間において、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者その他の経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(納入登録申請手続等)

第4条 納入業者は、東松山市立まつやま保育園給食用物資納入登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に登録申請するものとする。

- (1) 食品衛生監視票又は立入り検査結果票
 - (2) 登録申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (3) 食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可又は同法第57条第1項に基づく営業届(新規で登録申請を行う者に限る。)
 - (4) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第1項に基づく酒類販売業免許(新規で調味料納入業者として登録申請を行う業者に限る。)
- 2 市長は、前項の登録申請があったときは、当該登録申請内容を精査し、業者を決定するものとする。ただし、給食物資分類1業種につき複数の業者から登録申請があった場合は、東松山市立まつやま保育園給食用物資納入申込に関する手引に基づき業者を決定するものとする。
- 3 登録申請の時期、場所等については、市ホームページ等に掲載するものとする。
- 4 登録の有効期間は、1年間とする。ただし、年度途中の登録については、当該年度の末日までとする。

(契約の締結)

第5条 市長は、納入業者と東松山市立まつやま保育園給食用物資納入契約書により、契約を締結するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、給食用物資の納入について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令

和6年10月28日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領の規定による給食物資を納入する業者の選定の実施に必要な手続
その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。